

時間外労働  
休日労働に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数		限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超過した労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)				法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
派遣先企業の業務における季節要因及び突発的な業務	宿泊施設客室係	120	7時間		6回	90時間	50%	700時間		50%
	宿泊施設調理係	30	7時間		6回	90時間	50%	700時間		50%
	宿泊施設接客係	150	7時間		6回	90時間	50%	700時間		50%
	宿泊施設販売係	50	7時間		6回	90時間	50%	700時間		50%
	スキー場施設接客係	50	7時間		6回	90時間	50%	700時間		50%
	スキー場施設設備管理	50	7時間		6回	90時間	50%	700時間		50%
限度時間を超過して労働させる場合における手続	労働者代表へ事前に申し入れ									
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ⑦・⑧・⑩	(具体的内容) 労働者代表又は人材管理者による相談窓口の設置、健康状態を配慮した上での適切な配置転換、時間を短縮させる為の対策会議								
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>										

協定の成立年月日 令和8年3月9日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 営業部  
氏名 所兼太郎 所

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

選挙

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック)

令和8年3月11日

使用者 職名 株式会社ファインコミュニケーションズ  
氏名 代表取締役 山口 賢一



中央 労働基準監督署長殿

時間外労働に関する協定届  
休日労働

労働保険番号	13101134354000				
	都道府県	所轄	管轄	基幹番号	枝番号
法人番号	4011101054806				

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間		
人材派遣業		株式会社ファインコミュニケーションズ		(〒 101 - 0021 ) 東京都千代田区外神田 4-12-6 秋葉原7-ビル3F (電話番号: 03 -6206 -4688 )				2026年4月1日から1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	派遣先企業の業務における季節要因及び突発的な業務	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年①については360時間まで、②については320時間まで		
						1日	1箇月①については45時間まで、②については42時間まで	起算日 (年月日)	2026年4月1日	
						法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	
						(任意)	(任意)	(任意)	(任意)	
		② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻			
	派遣先企業の業務における季節要因及び突発的な業務		宿泊施設客室係	120		1ヶ月に1日	派遣先就業時間による(原則実働8時間以内)			
			宿泊施設調理係	30		1ヶ月に1日	派遣先就業時間による(原則実働8時間以内)			
			宿泊施設接客係	150		1ヶ月に1日	派遣先就業時間による(原則実働8時間以内)			
			宿泊施設販売係	50		1ヶ月に1日	派遣先就業時間による(原則実働8時間以内)			
			スキー場施設接客係	50		1ヶ月に1日	派遣先就業時間による(原則実働8時間以内)			
			スキー場施設設備管理	50		1ヶ月に1日	派遣先就業時間による(原則実働8時間以内)			
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>										